

## 柔道整復師法

第十五条 医師である場合を除き、柔道整復師でなければ、業として柔道整復を行なつてはならない。

第十六条 柔道整復師は、外科手術を行ない、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。

第十七条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。

最終更新時間：2005年07月15日21時57分58秒